

Title	国際的な債権譲渡金融と国際私法規則
Author(s)	藤澤, 尚江
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49377
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	藤 澤 尚 江
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学位記番号	第 2 2 4 4 6 号
学位授与年月日	平成 20 年 9 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学位論文名	国際的な債権譲渡金融と国際私法規則
論文審査委員	(主査) 教 授 野村 美明 (副査) 教 授 山下 眞弘 准教授 山下 典孝

論文内容の要旨

債権譲渡は、現在、国際商取引における資金調達的重要手段となっている。この国際的な債権譲渡の円滑化のため、UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）は、2001年に「国際取引における債権譲渡に関する条約」（United Nations Convention on the Assignment of Receivables in International Trade）（以下では、「債権譲渡条約」とする。）を採択した。債権譲渡条約によれば、国際的な債権譲渡とは、①譲渡される債権の債権者と債務者と異なる国に所在する場合、および②債権の譲渡人と譲受人と異なる国に所在する場合の債権譲渡とされる（債権譲渡条約3条）。

国際的な債権譲渡には、多くの特有の法的問題が存在する。その一つとして、債務者以外の第三者（以下では、特に断らないかぎり「第三者」とは、債務者以外の第三者を指す。）に対する効力はいずれの国の法を適用して判断するかという準拠法決定の問題がある。

日本では、この準拠法決定のためのルール（以下では「国際私法規則」とする。）の主たる部分が、「法の適用に関する通則法」（以下では「適用通則法」とする。）に規定される。適用通則法は、2007年1月より法例に代わって、施行されることとなった。適用通則法施行前の法例12条は、債権譲渡の第三者に対する効力を債務者の住所地法で規律するものと定めていた。法例の改正の契機は、一つには、法例12条のように債権譲渡の第三者に対する効力を債務者の住所地法によらせると、債権流動化実務が阻害されると批判されていたことにあった。改正の結果、適用通則法では、第三者に対する効力について、条との対象となる債権の準拠法で決定することにした（以下では「債権準拠法説」とする。）。

一方で、米国の統一商事法典（以下では「UCC」とする。）では、債権の譲受人が債権譲渡の効力を多くの第三者に対抗できるかという問題に、UCCの起草当初から譲渡人の所在地法を適用してきた。米国は、一国の資産担保証券（ABS）（Asset Backed securities）発行高が、ヨーロッパ全体の発行高の数倍となるほどの債権流動化の先進国である。米国での債権譲渡金融の多くはUCCのもとで行われており、米国が資産流動化の先進国となりえたのも、このUCCによるところが大きいのと言われている。日本においても、債権流動化促進が語られるときにはしばしばUCCが参照される。

法例改正の理由の一つとして、債権流動化促進のための基盤整備があげられていたにもかかわらず、適用通則法が、債権譲渡における第三者に対する効力について、資産流動化に適合的と言われるUCCの規則とは異なった国際私法規則を採用するに至ったのはなぜか。法例が改正され、適用通則法となったことで、日本の国際私法規則は、国際的な債権譲渡金融に適したものになったのか。

以上の問題意識の元、本稿では、譲渡人所在地法説を採用した債権譲渡条約および米国と同じくコモン・ロー

を有する国でありながら債権準拠法説を通説とする英国についても考察を加え、債権譲渡金融における債権譲渡の第三者に対する効力に関して、日本の国際私法規則の現状を分析し、そのあるべき姿を探ってきたい。

論文審査の結果の要旨

[論文の要旨]

この論文は、債権譲渡金融の隆盛を背景に、国際的な債権譲渡の第三者に対する効力（「第三者効」）をどの国の法によって判断すべきかが各国で盛んに議論されるようになったことを受けて、米国その他の立法例を検討し、2007年に改正された日本の国際私法規則もさらに改正する余地があることを示唆するものである。

日本の従来の国際私法規則（法例12条）は、債権譲渡の第三者効は債務者の住所地法で規律するものと定めていた。しかし、改正国際私法（法の適用に関する通則法）23条は、これを譲渡の対象となる債権の準拠法とした。改正の契機は、法例12条が債権流動化実務を阻害しているという点にあった。しかし、債権の準拠法主義は法的安定性・予見可能性に欠けており、債権譲渡金融には適合的ではない。

債権譲渡金融は、ファクタリングや証券化取引に見られるように、典型的には将来債権を含んだ集合債権譲渡により行われる。米国の統一商事法典はこの点に着目し、第三者効の準拠法を譲渡人の所在地法とする。国連商取引法委員会の債権譲渡条約も同じ立場である。また、英国でも債権の準拠法説に立つ通説に対し、将来債権を含んだ集合債権譲渡では譲渡人の所在地法説が有力となっている。

契約準拠法に関するEUの2008年の国際私法は、激論の末、債権譲渡の第三者効の準拠法に関する規定をおくことができず、2010年までに再検討されることになった。日本の改正国際私法規則も、結果的には日本企業には国際的な債権譲渡金融のニーズはないという認識で立法されたことを考えると、解決は将来に持ち越されたともいえる。日本においても、債権譲渡金融取引については譲渡人の所在地法主義による国際私法規則の制定が望ましい。

[論文審査の結果の要旨]

この論文は、その主題について、①米国UCCの国際私法規則の成り立ちを概観し、同じコモン・ロー諸国の英国との差異とその理由を明らかにした点において学問的貢献が大であると認められ、さらに②英国の通説と異論を紹介し、ECの意見対立と比較し、日本のあるべき国際私法規則の姿を示唆した点で新規性がある。よって、本論文は博士（法学）の学位論文として十分価値あるものと認める。